

重要事項説明書

(短期入所生活介護)

令和6年8月1日現在

指定短期入所生活介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人道志会（以下「事業者」という。）が開設する指定短期入所生活介護（以下「事業所」という。）は、介護保険法令に従い、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）要介護状態にある利用者に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護サービスを提供することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

2 事業者（法人）の概要

法人名	社会福祉法人道志会 [設立年月 昭和56年8月]
所在地	神奈川県綾瀬市早川城山2-11-3
代表者名	理事長 川邊 溪子
業務の概要とその他の事業	指定介護老人福祉施設 [定員 94名] 居宅介護支援・通所介護・訪問介護・短期入所生活介護 地域包括支援センター・介護予防通所介護・介護予防短期入所生活介護・有料老人ホーム・企業主導型保育園

3 事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	道志会居宅介護支援事業所
所在地	神奈川県綾瀬市早川城山2-11-3
事業所指定番号	神奈川県 1474400015号
管理者	施設長 大滝 愛子
連絡先	電話：0467-76-3399 FAX：0467-70-4770
メールアドレス	info@doushikai.or.jp
送迎範囲	綾瀬市内

(2) 施設設備の概要

区分		数量	備考
居室	4人	20室	(1人あたり11.9㎡)
	3人	2室	(1人あたり11.9㎡)
	2人	3室	(1人あたり11.9㎡)
	個室	8室	(1人あたり19.4㎡)

静養室	1室	2階 居室で静養することが一時的に困難な利用者に使用いただきます
食堂	3室	各フロア 大型テレビ・冷蔵庫・給茶機
浴室	3室	チェアバス (3) ・特別浴 (3)
便所	12か所	必要に応じて各回各所に設けます
洗面設備	3か所	利用者が使用しやすい適切な洗面設備を設けます
医務室	1室	2階 看護職員室と併用
介護職員室	3室	各フロア
相談室	1室	2階 相談等を行えます
機能訓練室	1室	4階 利用者が使用できる十分な広さを設けます
共有設備	地域交流室・多目的室・相談室・洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室	

(3) 居室の変更

ご契約者から居室の変更希望のお申出があった場合は、居室の空き状態により施設でその可否を決定します。またご契約者の心身の状況や安全対策上、一時的に静養室等の状態観察しやすい所へ居室を移動することもあります。その際にはご契約者やご家族、身元引受人と協議のうえ決定するものとします。

(4) 居室に関する特記事項

多床室内にはトイレ及び洗面設備はありません。各フロアA棟中央部及びB棟に設けてありますが、ご契約者の希望により夜間はベッドサイドにポータブルトイレを設置することが可能です。

また、居室内はタンス・カーテンにて仕切られております。職員が介助させていただく際には、必ずカーテンを閉めて介助いたしますが、夜間等の場合によっては若干の明かりや音が漏れることがあります。

4 職員体制等

(1) 職員配置状況及び業務内容

職 種	従事するサービス種類・業務	人 員
管理者	施設長	1名
生活相談員	生活相談・面接・サービスの調整	2名 (常勤2名)
介護支援専門員	サービス計画の作成	1名 (常勤1名)
介護職員	利用者に対する介護	34名以上 (常勤換算)
看護職員	看護や健康管理、相談	3名以上 (常勤換算)
機能訓練指導員	利用者に対する機能訓練	1名 (常勤1名)
管理栄養士	献立作成及び栄養管理	1名 (常勤1名)
調理員	給食業務	適正数
その他	事務・業務員 他	適正数

(2) 主な職員の勤務体制

職種	
介護職員	早番 7:00～16:00 日勤 9:30～18:30 遅番 10:00～19:00 夜勤 17:00～翌10:00
看護職員	早番 7:30～16:30 日勤 9:00～18:00
機能訓練指導員	月～金曜日 午前 9:00～18:00
生活相談員	月～金曜日 午前 9:00～18:00
介護支援専門員	月～金曜日 午前 9:00～18:00

5 営業日及び営業時間

営業日	年間を通し休日を設けない。
営業時間	24時間体制とする。 但し利用者の受入日及び受入時間は原則として以下の通りとする。
受入日	月曜日から土曜日 但し、日曜・祝日については相談を受けてからとする。(緊急短期入所については対応)
受入時間	午前9:00～午後6:00 但し、その他の時間については随時相談を受け、受け入れる。

6 サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

種 類		内 容
介 護	短期入所生活介護計画	利用期間が連続して4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者又は代理人に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。利用期間が4日間未満の利用者であっても、利用者を担当する居宅介護支援事業所等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行います。
	介 護	利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。 ① 適切な方法により、一週間に2回以上、入浴又は清拭を行います。 ② 適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。 ③ おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。 ④ 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行います。 ⑤ 常時1人以上の介護職員を介護に従事させます。 ⑥ 利用者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせることはありません。

食 事	朝食 8:00~9:00/昼食 11:30~12:30/夕食 17:00~18:00 管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。また、医師の発行する食事箋による療養食も用意しています。離床して各フロア食堂にて食事を摂っていただきます。食事開始時間・食事場所は状態とご希望に沿って対応しますのでお申し出下さい。
機能訓練	機能訓練指導員及び担当職員により、ご契約者の心身等の状況に応じて日常生活を送るために必要な機能の維持を目的とした訓練を、4階機能訓練室にて行います。
健康管理	医師及び看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて、健康保持のための適切な措置を行います。
相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。
生活 日 常	洗濯・シーツ交換（週1回）・清掃を行います。
送迎 送迎サービス	ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。また、送迎範囲は、綾瀬市とその周辺とします。

(2) 介護保険給付対象外のサービス

そ の 他	季節の行事・レク	お花見・誕生会・夏祭り・敬老会・居酒屋 等
	クラブ	手芸・茶道・健康（フラダンス）・書道
	喫茶店	毎週木曜日
	理美容	年7回実施
	特別な食事	利用者または代理人のご希望に基づいて特別な食事を提供します
	利用者の移送	利用者の通院等の移送サービスを行います

6. サービス利用料及び利用者負担

別紙 料金表参照

サービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求いたします。翌月18日に指定の金融機関の口座（郵便局）より自動引き落としさせていただきます。この際の手数料は事業者負担となります。

7. 当施設のサービスの方針

要介護者の心身等の特性を踏まえ、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、施設において入浴、食事の提供、機能訓練などを行い利用者の心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

8 サービス利用にあたっての留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、次の事項をお守り下さい。

面 会	<p>時間 午前9：00～19：00</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面会の際には、必ず備え付けの面会簿にご記入の上、入園許可証（札）を首にさげ、ご面会下さい。また、防犯とプライバシー保護の為、ご家族以外の急な面会はお断りする場合があります。もし、ご近所の方や親戚の方で面会希望の方がいましたら、ご家族の方より道志会へご連絡下さい。 ・感染症予防の為、入館前には手洗いやうがいを行い、館内ではマスクの着用をお願いいたします。 ・食中毒予防の為に生ものの持込は禁止させていただきます。
喫 煙	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の場所にてお願い致します。ライターは防災管理上、お預かり致します。
薬について	<ul style="list-style-type: none"> ・飲み薬、塗り薬、目薬、処置に必要なガーゼ等をご持参下さい。 ・飲み薬は分封し、名前、日付、朝、昼、夜の記入をお願いします。
所持品の持ち込み	<ul style="list-style-type: none"> ・居室内に持込む荷物については、非常災害上のことから日常生活に必要な生活用品以外は、お持込をご遠慮下さい。 ・お荷物は、着ている衣類も含め全てに記名をお願い致します。 ・現金、貴重品はお預かりできませんので、お持ちにならないようご協力をお願い致します。
施設・設備の使用上の注意	<p>居室及び共有施設、敷地等とその本来の用途に従ってご使用下さい。故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただくことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑をおよぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
感染症予防のために	<p>入所時に、血圧・体温・脈拍を測らせていただきますが、その値が通常と大きく違う場合や、感染症（インフルエンザ、疥癬等）の疑いがある場合には、入所ができないこともあります。</p>
禁止行為	<p>以下の行為につきましては、ご遠慮ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 従業者またはほかの利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと ② 事業所内での金銭及び食べ物のやり取り ③ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし ④ 従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力

9 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

10 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

11 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

12 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

14 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守する旨を雇用契約内容としています。

15 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

(1) 苦情受付窓口・解決責任者

受付窓口	施設長 大滝 愛子
解決責任者	管理者 理事長 川邊 溪子
対応時間	平日 午前9：00～午後6：00
電話番号	0467-76-3399 F A X 0467-70-4770
Eメール	info@doushikai.or.jp

* 正面玄関の脇に設置してありますご意見箱「皆様の声」をご利用下さい。

(2) 社会福祉法人道志会 第三者委員（苦情・相談）

氏名	電話番号
笠間 芳之	0467-78-1635
渡部 実	0467-76-5701
矢部 とよ子	0467-78-2340
馬場 恵美子	046-285-0347

次の公的機関においても苦情申出等ができます。

綾瀬市高齢介護課 介護保険担当	所在地 電話番号 F A X 対応時間	綾瀬市早川550 0467-70-5636 0467-70-5702 8：30～17：00
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連） 介護保険課介護苦情相談係	所在地 電話番号 対応時間	神奈川県横浜市西区楠町27-1 045-329-3447（苦情専用） 月～金 8：30～17：15
神奈川県 社会福祉協議会 かながわ福祉サービス 運営適正化委員会事務局	所在地 電話番号 FAX Eメール 相談時間	神奈川県横浜市神奈川区反町3丁目17-2 045-311-8861 045-312-6302 tekisei@knsyk.jp 月～金 9:00～17:00

16 協力医療機関等

事業所は、下記の医療機関や歯科診療所にご協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

名称 医療法人医誠会 湘陽かしわ台病院
住所 神奈川県海老名市柏ヶ谷5584-2

名称 医療法人社団柏綾会 綾瀬厚生病院
住所 神奈川県綾瀬市深谷中1-4-16

【協力歯科医院】

名称 医療法人社団 武内歯科医院
住所 神奈川県綾瀬市寺尾北3-12-32

17 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者又は代理人が、事業所及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの開始にあたり、利用者及び代理人に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

事業者 所在地 綾瀬市早川城山2-11-3

事業者名 道志会居宅介護支援事業所

説明者 印

私は、利用契約書及び本書面により、事業所から指定短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

利用者 住所

氏名 印

代理人又は立会人 住所

氏名 印